

令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

1 令和5年度決算における健全化判断比率の状況

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度 (A)	—	—	8.9	—
令和4年度 (B)	—	—	8.7	—
増減 (A)-(B)	—	—	0.2	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

2 令和5年度決算における資金不足比率の状況

(単位：%)

	簡易水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計
令和5年度 (A)	—	—
令和4年度 (B)	—	—
増減 (A)-(B)	—	—
経営健全化基準	20.0	

3 健全化判断比率の推移

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実質赤字比率	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—
実質公債費比率	8.7	8.6	8.7	8.9
将来負担比率	—	1.7	—	—

(単位：千円)

標準財政規模	2,133,396	2,324,775	2,308,944	2,269,755
うち臨時財政対策債	51,806	66,152	17,028	7,473

◎用語の解説

- ・ 実質赤字比率
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率(実質黒字の場合は指標なし)
- ・ 連結実質赤字比率
全ての会計を対象とした実質赤字及び資金不足額の合計から実質黒字及び資金剰余の合計を控除した額の標準財政規模に対する比率(実質黒字の場合は指標なし)
- ・ 実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ・ 将来負担比率
一般会計が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- ・ 資金不足比率
公営企業ごと資金の不足額の事業の規模に対する比率(黒字、資金剰余の場合は指標なし)
- ・ 標準財政規模
普通交付税の算定の仕組みを通じて計算される、地方公共団体が標準的な状態で収入できるであろう経常一般財源
(標準税収入) + (地方譲与税等) + (普通交付税) + (臨時財政対策債)

4 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移

(単位：千円)

区 分	実質収支額／資金不足・剰余額				摘要
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(1) 一般会計	36,284	140,852	201,496	120,451	
(2) 特別会計	3,627	4,730	4,992	2,438	
① 国民健康保険事業特別会計	3,465	4,730	4,367	2,427	
② 後期高齢者医療特別会計	162	0	625	11	
③ 介護保険サービス事業特別会計	0	0	0	0	
(3) 公営企業会計	0	9,642	9,337	12,935	
① 簡易水道事業特別会計	0	9,642	9,337	12,935	
② 下水道事業特別会計	0	0	0	0	

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
(4) 標準財政規模	2,133,396	2,324,775	2,308,944	2,269,755	
うち臨時財政対策債	51,806	66,152	17,028	7,473	

(単位：%)

(5) 実質赤字比率 (1) / (4)	— ▲ 1.70	— ▲ 6.05	— ▲ 8.72	— ▲ 5.30	
(6) 連結実質収支額 (1) + (2) + (3)	39,911	155,224	215,825	135,824	
(7) 連結実質赤字比率 (6) / (4)	— ▲ 1.87	— ▲ 6.67	— ▲ 9.34	— ▲ 5.98	

※ 実質赤字収支又は連結実質赤字が黒字の場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は指標なし

※ 実質赤字収支又は連結実質赤字が黒字の場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」を負の値で参考表示

実質赤字額比率	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (1)}}{\text{標準財政規模 (4)}}$
【 早期健全化基準 15% / 財政再生基準 20% 】	

連結実質赤字比率	$\frac{\text{連結実質赤字額 (6)}}{\text{標準財政規模 (4)}}$
【 早期健全化基準 20% / 財政再生基準 30% 】	

5 実質公債費比率の推移

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
(1) 地方債の元利償還金	422,497	463,069	470,028	492,299	
(2) 準元利償還金	161,563	155,501	136,575	133,279	
① 公営企業の地方債償還に充てられる繰入金	145,592	139,498	129,511	129,082	
② 一部事務組合等の地方債償還に充てられる負担金	15,971	15,946	7,064	4,197	
③ 公債費に準ずる債務負担行為	0	0	0	0	
④ 一時借入金利子	0	57	0	0	
(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	36,346	35,561	36,149	35,882	
① 公営住宅使用料	23,796	23,796	24,081	23,824	
② 都市計画税	12,550	11,765	12,023	12,013	
③ その他	0	0	45	45	
(4) 基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金の額	396,193	409,023	411,253	413,938	
① 元利償還金分	320,011	339,570	134,576	127,335	
② 準元利償還金分	76,182	69,453	276,677	286,603	
(5) 標準財政規模	2,133,396	2,324,775	2,308,944	2,269,755	
うち臨時財政対策債	51,806	66,152	17,028	7,473	

(単位：%)

(6) 実質公債費比率（単年度）	8.7	9.1	8.4	9.5	
(7) 実質公債費比率（3カ年平均）	8.7	8.6	8.7	8.9	

実質公債費比率	=	$\frac{[(1) + (2)] - [(3) + (4)]}{(5) - (4)}$
【 早期健全化基準 25% / 財政再生基準 35% 】		

6 将来負担比率の推移

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
(1) 将来負担額	6,216,044	6,870,881	6,699,158	6,277,779	
① 地方債の現在高	4,337,498	5,223,611	4,978,342	4,781,857	
② 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	0	
③ 公営企業債等繰入見込額	1,402,927	1,306,732	1,208,236	1,109,102	
④ 一部事務組合等負担等見込額	32,178	21,621	146,896	10,983	
⑤ 退職手当負担見込額	443,441	318,917	365,684	375,837	
(2) 充当可能財源等	6,320,505	6,836,845	6,914,357	6,878,824	
① 充当可能基金	2,270,602	2,503,560	2,866,942	3,111,030	
② 充当可能特定財源	442,543	416,297	376,526	260,553	
うち都市計画税	128,905	116,961	107,257	97,505	
③ 基準財政需要額算入見込額	3,607,360	3,916,988	3,670,889	3,507,241	
(3) 標準財政規模	2,133,396	2,324,775	2,308,944	2,269,755	
うち臨時財政対策債	51,806	66,152	17,028	7,473	
(4) 基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金の額	396,193	409,023	411,253	413,938	

(単位：%)

(5) 将来負担比率	— △ 6.0	1.7	— △ 11.3	— △ 32.3	
------------	------------	-----	-------------	-------------	--

将来負担比率	=	$\frac{(1) - (2)}{(3) - (4)}$
		【 早期健全化基準 350% / 財政再生基準 なし 】

7 資金不足比率の推移

□ 簡易水道事業（法非適用企業）

（単位：千円）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
(1) 繰上充用金	0	0	0	0	
(2) 支払繰延金・事業繰越額	0	0	0	0	
(3) 建設事業以外の地方債残高	0	0	0	0	
(4) 解消可能資金不足額	0	0	0	0	
(5) 資金の不足額 [(1) + (2) + (3)] - (4)	0	0	0	0	
(6) 営業収益に相当する収入	89,677	80,396	98,211	96,425	
① 水道料金	84,308	74,453	92,071	90,297	
② 受託工事収益に相当する収入	4,463	5,251	5,149	5,671	
③ その他営業収益に相当する収入	906	692	991	457	
(7) 受託工事収益に相当する収入	4,463	5,251	5,149	5,671	
(8) 事業の規模 (6) - (7)	85,214	75,145	93,062	90,754	
(9) 資金不足比率 (5) / (8)	0.00	0.00	0.00	0.00	

※ 資金不足額が負の値の場合「資金不足なし=資金剰余」で、「資金不足比率 (%)」は指標なし

※ 資金不足なしの場合、「資金不足比率 (%)」を負の値で参考表示

資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額 (5)}}{\text{事業の規模 (8)}}$ 【 経営健全化基準 20% 】

□ 公共下水道事業（法非適用企業）

（単位：千円）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	摘要
(1) 繰上充用金	0	0	0	0	
(2) 支払繰延金・事業繰越額	0	0	0	0	
(3) 建設事業以外の地方債残高	0	0	0	0	
(4) 解消可能資金不足額	0	0	0	0	
(5) 資金の不足額 [(1) + (2) + (3)] - (4)	0	0	0	0	
(6) 営業収益に相当する収入	28,474	26,065	31,844	31,208	
① 下水道使用料	28,414	26,009	31,801	31,165	
② 受託工事収益に相当する収入	0	0	0	0	
③ その他営業収益に相当する収入	60	56	43	43	
(7) 受託工事収益に相当する収入	0	0	0	0	
(8) 事業の規模 (6) - (7)	28,474	26,065	31,844	31,208	
(9) 資金不足比率 (5) / (8)	0.00	0.00	0.00	0.00	

（単位：%）

資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額 (5)}}{\text{事業の規模 (8)}}$ 【 経営健全化基準 20% 】
